

◆ 自動車税・自動車取得税の減免について

下北地域県民局県税部からお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除きます。）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税のうち、一定額の減免を受けることができます。

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

自動車税等の減免に関する詳細については、下北地域県民局県税部までお問い合わせください。

＜お問合せ先＞ 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）

平成27年度協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会（協会けんぽ）青森支部では、県内の中小企業の従業員とそのご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

平成27年度における当支部の健康保険料率は、例年より1ヶ月遅れの4月分（5月納付分）保険料より10.00%から9.98%に変更となります。（介護保険料率も1.72%から1.58%に変更）

厳しい医療保険の財政状況の中、協会けんぽのさまざまな取組みにおける、加入者及び事業者の皆さまのご理解とご協力に対して感謝申し上げます。保険料額はホームページからご覧いただけます。

＜問合せ先＞ 全国健康保険協会青森支部 ☎ 017-721-2713

HP：<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>

「多重債務相談窓口」のご案内

東北財務局青森財務事務所では、多重債務相談窓口を設置しております。相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等の専門機関に引き継ぎを行います。相談は秘密厳守・無料です。お気軽にご相談ください。

◆ 電 話：017-774-6488

◆ 場 所：青森市新町2-4-25 青森合同庁舎3階 青森財務事務所

◆ 受 付：月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8時30分～12時、13時～16時30分

（公財）みちのく・ふるさと貢献基金からのお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金法人では、県内における個人、団体、NPO法人、企業等が地域の発展、地域貢献に資するために地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な費用を助成しています。

◎ 応募期間 平成27年4月1日（水）～6月30日（火）

◎ 応募方法 ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入して財団事務局へ送付してください

◎ 助 成 金 必要費用以内で、100万円を限度

◎ お問い合わせ （公財）みちのく・ふるさと貢献基金事務

TEL：017-774-1179

URL：<http://www.michinoku-furusato.or.jp>